

シリーズ～ 行政改革 レッツ・トライ! 「有料広告制度」

今回のテーマは「有料広告制度」です。企画さんに聞いてみましょう。



財源の確保・地域経済の活性化をめざして

もくせい 企画さん、今回は有料広告制度について教えてください。

企画 この制度は、広報紙やホームページ・封筒などに企業やお店などの広告を掲載するスペースを作って、そこに有料で広告を掲載するというものだよ。

ローズ 最近のホームページをみて、広告を掲載している自治体をよく見ますね！

企画 そうだね、広報紙やホームページは、多くの自治体を取り組みを始めているところだよ。そのほかにも、公共施設に広告の看板を設置したり、循環バスに掲載したりと各自自治体で

さまざまな取り組みを行っているんだ。

ローズ いろいろなかで取り組んでいるんですね。

もくせい 取り組みの目的とはなんですか？

企画 それはね、自治体の自主財源（収入）の確保、そして広告を掲載することにより地域経済の活性化を図ることを目的としているんだ。

もくせい 行政側には広告を掲載することによって広告料が、民間の会社には公共の発行物やホームページを利用して広告を掲載できるというメリットがお互いにあるんですね。

伊奈町でも19年度から
有料広告がスタート!

ローズ 伊奈町でも取り組んでいるんですか？

企画 伊奈町では平成19年度から「広報いな」と「町ホームページ」で取り組み予定なんだ。広報紙への広告については、すでに「広報いな12月号」やホームページに掲載されているよ。

町ホームページについてもこれから募集するところだよ。

もくせい 広告はどんなものでも掲載できるんですか？

企画 何でも良いというわけにはいかないんだ。

町にとってふさわしくないもの

のが掲載されたら困るよね。そのため広告掲載の基準を要綱で定めているんだよ。

例えば町の品位を損なう恐れのあるものや、公序良俗に反するものなどは、掲載できないようになっているんだ。

ローズ なるほど、よくわかりました。

最近是指定管理者制度の導入や町の広報紙等に広告を入れたりするなど、伊奈町もどんどん変わってきているんですね。

企画 現在取り組んでいる「行政改革」を通して、今までの行政の形から新しい行政の形へと変わらなければならない時なんだ。

指定管理者制度やPFI制度、そして有料広告制度など、

今後は行政と民間がより協力していかなければならないんだよ。

もくせい まさに改革ですね！

企画 今後でもできる限り、改革に取り組んでいくからね。

今回は「補助金や使用料」について解説いたします。

行政改革について、「ご意見やご感想がありましたら左記へお送りください。」

15、FAX 7211 2136

企画課政策企画担当 22

有料広告を募集

『広報いな』に広告を掲載してみませんか？

毎月1日に発行される「広報いな」は、各家庭に配布されるほか、図書館や総合センターなどの公共施設や埼玉新都市交通ニューシャトル(大宮駅および町内各駅)、町内金融機関等にも配布されます。事業者のみならず、ぜひPRにご活用ください。

広告掲載の基準(次のいずれにも該当しない広告が掲載できます)

- ①町の品位を損なう恐れのあるもの
- ②政治活動、宗教活動および個人の宣伝に関するもの
- ③公序良俗に反するもの
- ④社会問題等についての主義主張に関するもの
- ⑤その他広告として妥当でない町長が認めるもの

申込方法

広報いな広告掲載申込書に必要事項を記入し、原稿(広告案)を添えて企画課秘書広報係窓口へ提出してください。

なお、掲載決定後、原稿については、申込者がWordまたはExcelで作成し、フロッピーディスクに格納のうえ提出していただきます。

申込書は、企画課窓口で配布するほか、町のホームページからもダウンロードできます。

募集期間：1月10日(水)～1月31日(水)

枠数に空きがある場合は、随時募集を行います。

詳しくは、町のホームページをご覧ください。企画課秘書広報係 2213へお問い合わせください。

掲載期間	平成19年4月号～翌年3月号
掲載場所	下一段 下一段とは、広報いな基本5段組のページの最下段です。
規格および掲載料 金額は1回(1号)分の掲載料です	①下一段(横180mm×縦45mm) 20,000円
	②下一段の2分の1(横90mm×縦45mm) 注)見本参照 10,000円
募集枠数 1号分の募集件数です	下一段×4ページ分

見本

広告スペース

下一段の2分の1(横90mm×縦45mm)
価格10,000円(1回当たり)

北部地区町名変更(案)を募集します。

町では現在、北部地区の土地区画整理事業（県施行）の平成20年度の換地処分（予定）に併せ、同地区内の町名の変更作業を進めています。この新たな町名を決定するにあたり検討材料とするため、広く町民のみなさんからご提案をいただくこととしました。

この町名の変更の基本的な方針として、同地区が約226haと面積が大変広いことから、下記の図のとおり3つの区域（A・B・C）に分け、それぞれ異なる町名としたいと考えています。

現在の地名（大字の名称）は、小針新宿、小針内宿、羽貫、大針の4つとなっています。区域はおおむね下記の図のとおりです。

なお、この大字の名称は、明治22年に小針村として合併する前の村の名称です。この小針村が昭和18年に小室村と合併し伊奈村となり、昭和45年に町制施行により現在の伊奈町となったものです。

今後、みなさんからいただいたご提案を含め検討のうえ、案を作成し、パブリックコメント（意見の募集）を行い、新たな町名を決定していく予定ですので、ご協力をお願いします。

ご提案は、住所、氏名、町名案およびその理由を明記のうえ、Eメール、FAX、郵送（持参）などで1月末までに右記へお送りください。

あて先

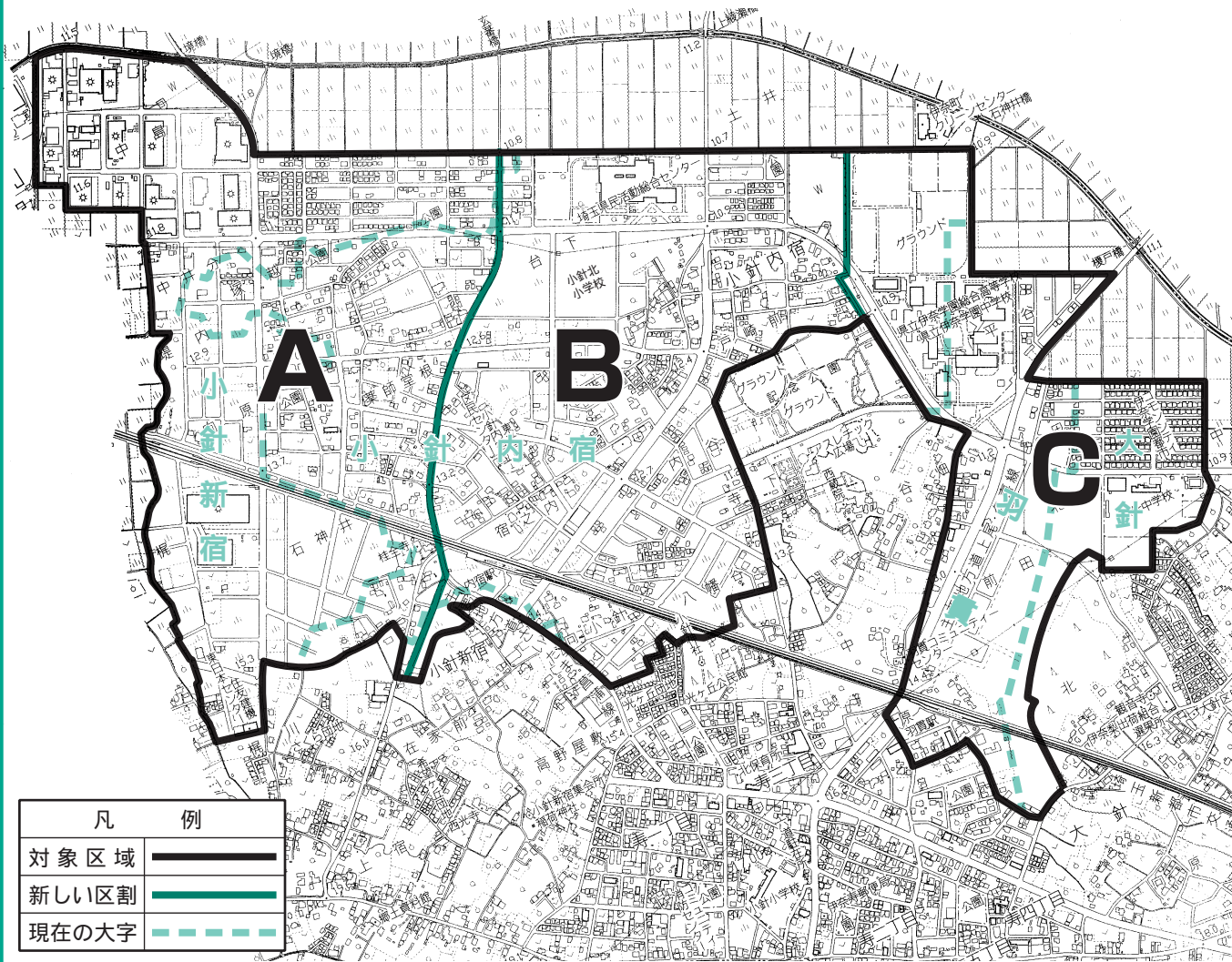
〒362 - 8517 伊奈町大字小室9493番地

伊奈町役場企画課 政策企画担当

FAX 721 - 2136

E-mail kikaku@town.saitama-ina.lg.jp

☎ 同課 ②215



凡 例	
対象区域	——
新しい区割	——
現在の大字	- - - -